

京都市北区北野紅梅町 85
障害乳幼児の療育に応益負担を持ち込まない会
代表 茂木 俊彦

えっ！
14 倍 ？！

肢体不自由児通園施設
平均事業費(福祉)4.9万円、
(医療)4.5万円

(現行)	合計
一般	18,700円*
低所得Ⅱ	1,100円
低所得Ⅰ	1,100円

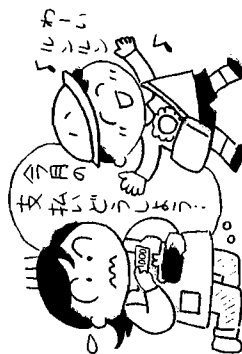
合計	福祉部分利用 者負担額	医療部分利用 者負担額	食費(実費)
23,700円	4,900円	4,500円	14,300円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円
15,500円	5,900円	4,500円	5,100円

*課税世帯の平均徴収額

12月26日障害保健福祉関係主管課長会議資料より



給食はコンビニ弁当ではありません。楽しく食べ、偏食をなくすこともできる大事な食事。療育の一環です。



通園日数が増えると負担が増える...

障害者自立支援法の施行にあたって 障害児施策について要望します

2006年4月から施行される障害者自立支援法は、20歳以上の大人だけでなく、障害をもつ子どもの福祉も包括する法律です。これまで児童福祉法のもとにあった児童デイサービス事業やホームヘルプ、障害児施設、育成医療、補装具の規定は、同法に組み込まれます。

同法の施行によって、障害をもつ子ども、保護者、事業者にさまざまな負担が生じます。福祉サービス利用ごとに生じる1割の費用負担や給食費は保護者にこれまで以上の負担を強いるものです。出来高払い制による施設運営は、施設実践に影響することでしょう。

費用負担があるために、福祉サービスの利用を控えることになれば、発達途上にある子どもにとって重大な問題です。大人と同じ福祉サービスになるという今回の制度変更は、「児童が心身ともに健やかに生まれ育成される」ことを目的とする児童福祉法の本来と相容れないものです。

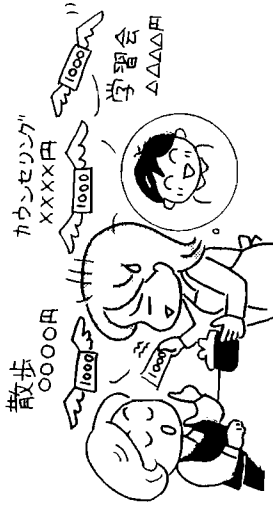
つきましては、同法施行にあたって、障害をもつ子どもと保護者が安心してこれまでも同様の福祉サービスを利用できるよう、つぎの事項を要望いたします。



2006年 月

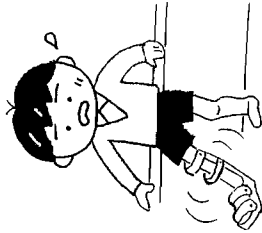
要望事項

- 障害のある乳幼児、児童の福祉サービス利用にあたって、現行の費用を上回らないよう、保護者にたいする費用負担の利用上限額を設定してください。
- 福祉サービス、施設、育成医療、補装具を同時に複数利用した場合の費用負担の軽減措置を設定してください。
- 通園バスの費用負担が生じないよう、現行児童デイサービス事業において支給されている「送迎」費用を継続し、障害児通園施設の送迎についても給付してください。
- 児童デイサービス事業、障害児通園施設の給食費の費用負担をなしてください。
- 障害児の福祉が、児童福祉法の本旨にもとづいて実施されるよう、障害者自立支援法を見直してください。



もしも療育がメニューになったら...

名前	前	住	所



車いすや脚につける装具は子どもの成長に合わせて作り替えます。「すぐに大きくなるから…」といって、節約はできません